四、墻を以て境界とする場合

（其の一）耕地と接續するとき

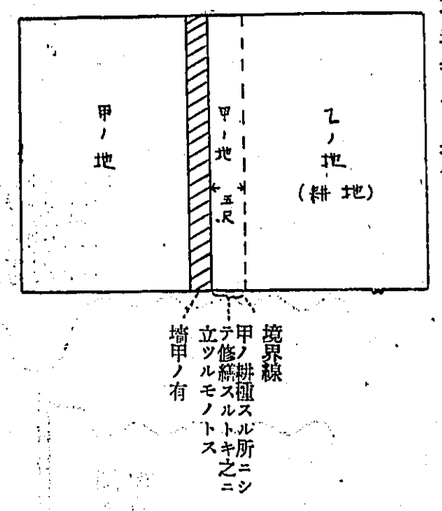

（其の二）宅地と接續するとき

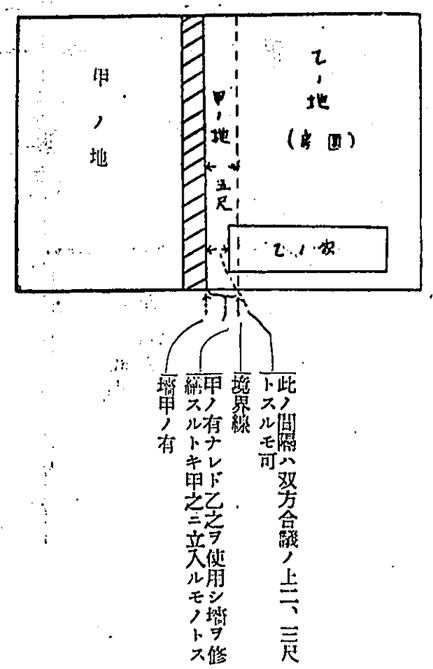

帳子又は低き墻を以て境界とする場合は其の一其の二の例に依らずして境界線上に之を設くるものとす。

（其の三）官道と接續するとき

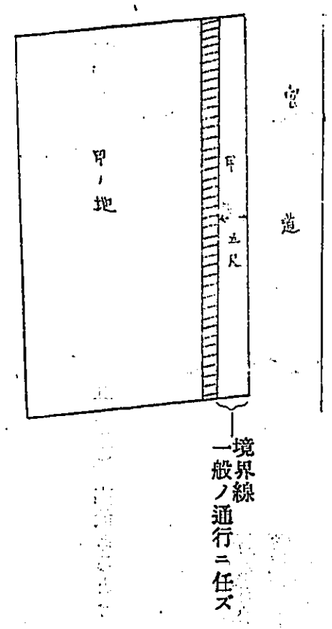

五、毛道を以て境界とするとき

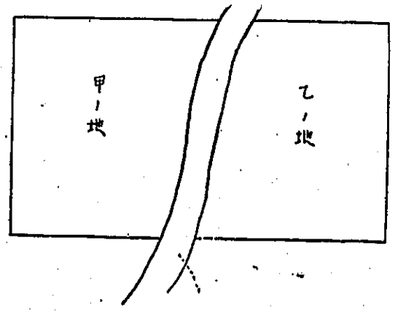

毛道は共有にして持分は半々とす

六、樹木を以て境界とするとき

樹木を以て境界と爲すときは之を格の上に植え格の全部は樹木の所有者の有たるを普通とす。

七、接墻を以て境界と爲す場合

墻基を變更し半墻を進め半墻を退くる慣行あり。

八、山地と接續する場合

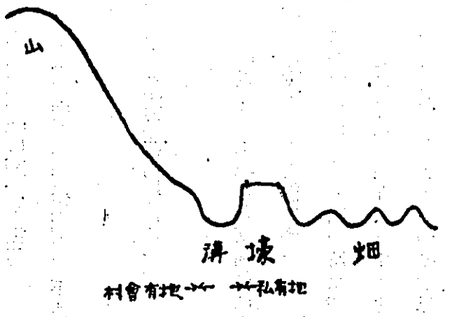

溝は共有にして持分は半々とす

九、池沼と接續する場合

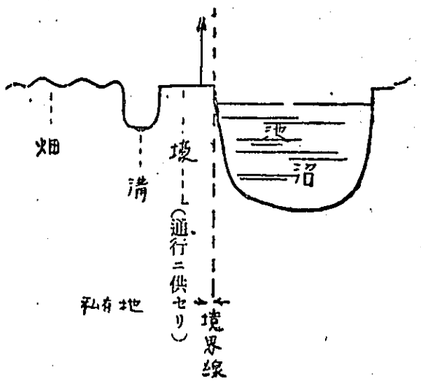

B　業主權の制限に關する慣行

一、廟の附近に建築することに就き「不住廟右、能住廟左、不住廟後、能住廟前」てふ迷信的の諺あり。調査地に於ては一（廟右に住むもの）を除き皆之を守れり。

廟は南面せるに付き右左後前は即ち夫々西東北南に當る。

官署は調査地になし。

二、業主は街地即ち家屋の集合せる場處以外の土地ならば何れにも自由に墳墓を設くることを得。

典主又は租戸は典地又は租地に墳墓を設くること能はず。

三、墻（土塀）を設くる場合調査地に於ける慣行は修繕の時反對側に立入るを要せざる程度の低きものを設くる場合の外境界線上に設くることなく、修繕の時立入るに要する程度の面積（幅五尺とす）を自己の土地内に留保するを普通とす（本節第二、A土地の境界に關する慣行四、墻を以て境界とする場合其の一及其の二參照）從つて境界線上に於ける墻を修繕する爲めの隣地立入に關する問題は生ぜざる理なり。

四、境界線に近接せる建築物を修繕する爲め隣地に立入るは自由なり。

五、土地の分割又は一部賣買に因り袋地を生じたる場合袋地が耕地なるときは袋地地主は圍繞地の一定の部分を通行することを得るも其が宅地なるときは然らずして通行に充つる部分に就き租又は買を爲さざるべからず。但し圍繞地地主が開設したるる道路ならば右何れの場合にても袋地地主は當然之を使用し得るものとす。

六、高地より流るる雨水其の他自然の流水に對し低地の業主は之を容認する義務あるも、自己の土地の境界以内に於ては任意に水流の線を定むることを得。

七、樹木を植うる場合は境界線と根元との間に幅約五尺の餘地を殘さざるべからざる慣習あり。之は樹蔭の爲め隣地の耕作物に害を及ぼさざる爲めなり、隣西側若は北側に植樹する場合は樹蔭の隣地にぼす害比較的小なれば實際上此の間隔の短縮せるを見たり。此の慣習に從ひて植樹したる以上縱令樹蔭乃至樹根に因り隣地の耕作物に被害ありとも何等の責を負ふことなし。但し隣地地主は自己の土地に入りたる樹根を切除するは自由なりとす。

八、境界附近に穿坑するには隣地の崩壞せざる程度に境界線より離すことを要す。即ち坑と境界線の距離は坑の大さに正比例するものとす。

C　業主權の共同に關する慣行

一、合有關係の場合

（イ）墓　地

調査地に一氏族合有の墓地の主なるもの三ケ處あり。内一ケ處は他に移住せる者の有なり。

埋葬の位置を定むるに付き調査地に於て行はるる慣行は別圖の如し。

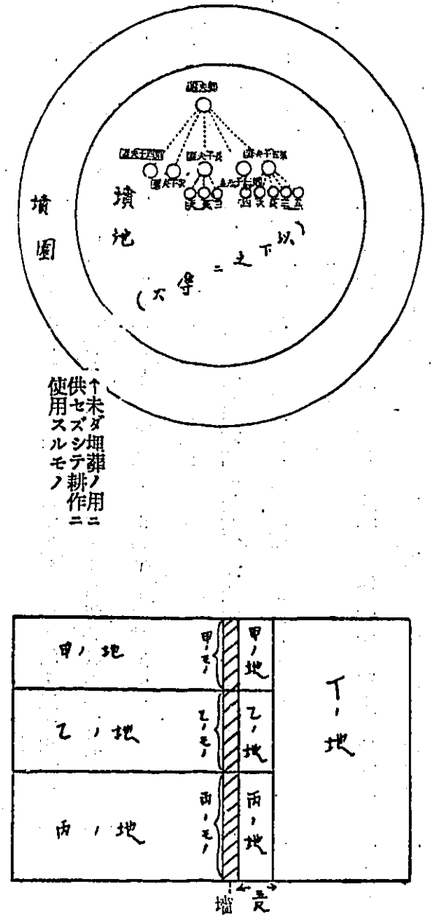

而して例へば第五分家に死者多く既に其の位置に餘地なきに反し第四分家の位置に空地ある場合と雖も、「不居先人之足下」とて此の空地に第五分家の死者を埋葬することを忌み他處に新たに設くるものとす。

墳園を處分するには一族の合議を經るを要し、之を賣りたる場合其の代價は一族間に均分するものとす。

（ロ）祭　田

（第五章第三節　三　　參照）

（ハ）　共同相續財產

（第五章第三節　六――十一參照）

二、共有關係の場合

（イ）　墻

調査地に於ては相對する兩地の境界を共有の墻を以て爲せる實例を見ず。墻を以て相對する兩地の境界と爲す場合其の墻は何れか一方の有たり（本節第二A土地の境界に關する慣行四、墻を以て境界とする場合其の一及其の二參照）。

前項に示せる圖の如く墻が縱に連接せる事例あるもとより共有關係は成立せず。

（ロ）　橋梁、池沼、堤防等を共同にて經營せる實例調査地になし。

（ハ）　壕、溝、毛道等を共同にて經營する場合（第四章第一節第二A土地の境界に關する慣行三、五、八參照）

【附記】　調査地住民は合有、共有何れの場合をも單に「公共的」と曰ふに過きず。又部落有地をも斯く曰ふことあり。

第二節　租權に關する慣行

一、調査地に於て現在行はるゝ租契約は皆口頭を以て締結し契約書を作成せず。租契約は前年陰曆十一月に於て行はれ當年陰曆二月より翌年二月までの一ケ年（始期及終期は二月二十五日とするを最も多しとす）の期間とし契約成立したるとき直ちに一年分の租價を先納す。

二、租契約は業主地、典地及會有地に對して行はる。

三、租戸が租主に變更を加ふるときは出租者の許可を得るを要す。租戸が租地に水を溜むる等の爲め穿坑するは自由なれども租契約解除のとき回復するを要す。但し出租者の承諾あるときは此の限りに在らず。

四、租戸は業主の承諾を得ずして第三者との間に新に一部轉租契約を結ぶことを得（調査地に於ては白姓之を爲せり）

五、租戸は田賦、畝捐を負擔せず、地主之を負擔す（村費―第二章第四節參照―は耕作者たる租戸之を負擔す）。

六、土地の修理費は租戸の負據とす。

七、期間を約せざる租契約なし。而して期間滿了すれば租關係は消滅し之を繼續せんとせば更に租價を先納して新契約を締結するものとす。（契約更新の際租價の變更は雙方合議の上自由に爲すことを得）

八、租料は皆金納の先納（納付時期は春期）とし物納乃至後納はなし（例外、調査地の徐姓が响堂村の于姓に出租せる菜園十五畝は穀納の後納―納付時期陰曆十月一日、租價十三石（春先に定む）―とす）。

九、租價は年一畝に付大約四元なり。

十、豐作不作を理由に租價を增減することなく、先納したる租價は之を返還することとなし（物納の後納の場合も豫め定めたる租價は之を增減することなし）。

十一、押租錢を徵する例なし。

十二、租の期間は一年のもののみなるを以て耕種以外の目的にて爲さるゝことなし。

第三節　租房に關する慣行

一、調査地に於て現在行はるる租房契約は租地の例と同じく皆口頭を以て行はれ契約書を作成せず。契約は前年陰曆十一月に於て行はれ當年陰曆二月より翌年二月までの一ケ年の期間（月租なし）とし（始期及終期は二月の內ならば何日にても可なるも二十五日とするを最も多しとす）、契約成立したるとき直ちに一年分の租價を先納するものとす。

二、房屋の內修及外修は自然破壞に依る場合は房租の負擔とす。

三、房屋燒失したるときは其の原因が租戸に在るときは（此の調査審理には村董が當るものとす）租戸房主に對して賠償し原因不明のときは房主の損失となる。延燒の場合は火元が房主に對して賠償すべきものとす。

第四節　典權に關する慣行

一、典限（典に對する回贖の始期）は之を定めざるを普通とす。

二、典の存續期間（期限到來し回贖せざれば絕賣となる時期）を定むる慣行なし。但し訴訟の場合此の期間は十五年とす（本項但書地方法院海城分庭推事談）。

三、典價は實買價額の大略二分の一乃至三分の一に相當す。

四、原主は典主に對し典價の增加（拔價、找價）を請求し得。

五、典主が典價の增加請求に應ぜざるとき原主は自由に（典主の承諾を要することなく）別典することを得。

六、典主は典地を自由に耕種收益し得るも家墻を破壞し、土砂を採掘し、樹木を伐採し、又典地上に家屋を建築することを得ず。井戸を掘ることは原則として爲し得ざるも雙方商議の上爲すことを得。即ち穿工の初に當り回贖に際し回復するや若くは原主に於て買收するやを議定するものとす。

七、典地の地租は典主の負擔とす。典契に對し契稅はなしと言へり。蓋し納稅すべきに爲し居らざるものならむ。

八、典主は典地を轉典することを得。此の場合原主の承諾を要せず。而して典價と同額なるときは原主は轉典主に對し直接回贖を爲すことを得るも其の額異るときは然らず。

九、原主は典物を第三者に出賣することを得、其の場合典主に先買權あり。

十、回贖は普通收穫後（十月以降十二月以前）行ふの習慣なり、但し右以外の時にても回贖を爲す資力ある時は何時にても爲すことを得。

十一、典の名稱を有し其の實質賣却なる場合なし。

十二、典主が典物を處分し典價に足らざる場合、其の不足額を原主に請求し得ず。

第五章　權利の得喪に關する慣行

第一節　先占　添附

一、河淤生じたるとき

（イ）河中に河淤を生じたる場合は先に報領せる者に歸す。

（ロ）河岸に接して生じたる場合は之に接する土地の所有者に優先報領權あり、「有母生子」なる諺ある所以なり。

【參考】

（一）、河川の移動に依り自已の土地に河川が偏したる場合、縱令同時に對岸に河淤生じたりと雖も之に依りて補償を受くることなし、「隔河不找地」なる諺ある所以なり。

（二）、河川の移動に關連し隣接部落大新屯との間に十數年來蟠れる境界の紛糾あり。即ち攔河山村の南方を綏流する沙河子は漸次南に移動する傾向を有し洪水の度に位置を變更しつゝあり。初め攔河山の山麓に接し居り別圖Aの位置（現在砂地となり居り往昔の河川の跡を偲ばしむるものあり）に在り該線まで攔河山村住民白姓の土地（約二十年前迄林野なりしが現在は畑となせり）なりし處、後Bの位置（現在河川の跡明白たり）に移動したるに依り白姓之を報領せり（五年前迄林野なりしが現在は畑となせり）。然るに約二十年以前沙河子は更にC即ち現在の位置に移動せるに依り、攔河山村之を報領して學田面積五十畝に充てたる處、再三の河川の移動に依り尠なからざる土地を侵蝕せらるるに至りし大新屯住民趙姓は訴訟を提起したる結果彼の勝訴に歸し（十五、六年前）、BC間の三角州即ち攔河山村が學田に充てたる土地は再び彼趙姓の所有となり從つて現在に於ける部落の境界は河川に非ずして河跡たるB線にして、BC間に居住者一戸あるも之は河を隔つる大新屯側の管轄たるが如き奇觀を呈せり。

由等彼等住民は河川の移動に因り自已の土地に接して新たなる土地を生じたる如きは天が與へしものなりてふ觀念を有し乃至は「有母生子」「隔河不找地」なる諺ある（本節　一（ロ）及【參考】一參照）關係上、敗訴を吃せし攔河山村側住民は爾來十數年を經し今日尙諦め得ざるものの如く本問題の再燃可能に就き瀕りに調査班に問ふ所ありたり（地方法院海城分庭に於て本件に關する確實なる資料を索めたるも當時の書類は縣公署より引繼の際紛失せりとのことなりき）

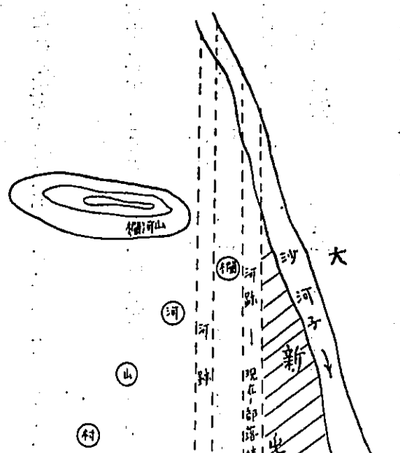

二、水泡淤地生じたるとき

無主の池沼干乾に因り淤地となりたるとき昔時は之は最先報領者に歸したれど現在は隣接地主之を均分報領するものとす。

第三節　賣　買

一、土地の賣買契約の申込は必ず仲介人（中人と呼ぶ）を通じて行はれ直接に爲すことなし。中人には普通一方の親戚、朋友、隣人若は家族之に當り二人位が普通なり。

二、土地を賣買するときは先づ當事者雙方、仲介人、四隣（隣接地地主）、（代書人（代字人と呼ぶ）及村長、村董立會の上土地を丈量す。丈量の方法に就きては既述第二章第二節四參照）（參考、典地の場合は丈量すること少し）

次に契約書（白契）を作成す。老契あるときは「隨代老契」と記入し之を買主に渡す。中人を通じて代金を支拂ふ。代金支拂と同時に土地の所有權は買主に移轉す。

次で買主は關係者一同（丈量の際立會ひたる者と同じ）を酒席を設けて招待す（午餐を普通とす）（參考典地の場合は典主招待す）。

然る上買主は村董と共に村公所に到り白契上に村長の捺印を受け稅契、登記の手續を爲すものとす。登記は民國二年以後行はれたりと（參考當縣に於ける登記の成績は頗る良好にして九十％以上は登記濟の見込なりと當地方法院海城分庭登記主任書記官談）。

三、稅契及過割は買主之を行ひ其の費用も買主の負擔とす。契稅は契價の百分の六なり。

四、稅契を爲さずして白契のみにて賣買せる實例を一件發見せり（康德二年一月契約締結のもの）。

五、耕作上其の他不都合の事情存し之等の事を隱匿して賣買を行ひ後日それ等の瑕疵を發見したる場合と雖も買主に對し何等救濟の途なく買主の損失に歸するの外なし。

六、土地の賣買契約成立したる際賣渡人の有する老契（賣契、分家單等）は之を買受人に交附す。一部賣買の場合は老契は交附せずして、之に「一部讓渡」の旨を記入し置くものとす。

七、手付金（定錢と呼ぶ）の慣行なし。「筆下交足分文不欠」なる諺ある所以なり。

八、土地の賣買に對し次の順位に依り先買權を有す。第一家族、第二典主、第三四隣。租戶は先買權を有せず。

九、賣買の性質を有し免の名を以て行はるる場合なし。

附　免、交換、贈與

一、免は五十年以前迄は行はれたるも現在は行はれず。

二、土地と財物とを交換する例なし。土地と土地とを交換する場合は二重の賣買手續に依るものとす。

三、無償にて土地を他人に給與する例は調査地になし。

第三節　相　續

註　本節に就きては調査地に於て調査するの暇なかりしを以て初め縣農會及縣公署財務局に於て當縣全般の事情を聽取せる際の記錄に據れり。

一、宗祧相續なるものあり父祖の祭祀の主宰者たる身分を承繼するものとす。宗祧相續者たるべき者は被祭者の直系にして且男系たる長子孫なるが若し之に相當する者なきときは相續の順序は次子孫以下に及ぶものとす。

二、父祖の財産は其の男子均分して之を相續し女子は之に加はらず。

三、財産を分割相續するに當り祖先祭祀の費を籌出するが爲め特定の土地を備ふることあり。祭田即ち之なり。祭田は其の相續者の合有にして之を出租するを普通とし一族零落せざる限り典賣することなし。

當縣に於て最も多くの祭田を有するは尙可喜の第九世孫たる尙其善氏（現當縣內務局長）なり。

四、家産相續の資格を有するは男子に限る。

五、家祖（家産名義人）の生前に家産を相續人に讓渡分割する場合あり。

六、家祖の死後家産を共同相續する場合は長男子之を管理す。

七、共同相續財産を分割する場合債務も亦各相續人之を等分に負擔す。

八、共同相續財産を分割する場合祭田を分割外に抽出する慣行あり。

九、共同相續財産に對し家祖が遺言を以て分割方法、割合、分割外抽出等を示す場合あり。

斯かる場合の遺言は有効に遵守せらるゝを普通とす。

十、共同相續財產を分割する場合には文契を作成す。
十一、共同相續財產を分割する場合老契は相續者の中の一人之を保管す。
十二、私產は長男子之を相續し長男子亡きときは次男子相續す。被相續人は任意に相續人を指定し得ず。但し遺言に依るときは此の限りに在らず。

第六章　地　券

調査地に於ける土地權利者が現に所持せる地券を名稱、發給官署及發給年代別に揭ぐれば左の如し。

名稱	發給官署	發給年代
民國新契紙	奉天財政廳	自民三至民一〇
〃	奉天國稅廳籌備處	自民三至〃四
契尾	奉天撫尹堂	自光一七至〃二八
戶管	奉天財政廳	自民一五至〃一四
〃	遼寧財政廳	民二〇
〃	奉天稅務監督署	自大二至康元
三國戶管	奉天財政廳	自民三至〃一五
〃	奉天省總督	自宣元至民元
旗地戶管	奉天行省總督部堂	宣二
〃	奉天財政廳	民三
〃	盛京籌署	光三二
〃	國稅籌備處	民二
大照	奉天行省總督部堂	宣三
〃	奉天財政廳	自民一三至〃一九
民地戶管	欽命鎮守盛京等處將軍兵部尚書都察院右都御史總督奉天旗民地方軍務兼理糧餉趙	光三二

附　各種文契實例

立絕賣契人保都京廂藍旗四品宗室德齊爲家計乏用之情因家人名下納粮紅冊地畝坐落相離窵遠收取租價不便今將牛庄界內攔河山坐落家人路四名下在牛庄倉納粮原紅冊地伍拾伍日參畝合畝參佰參拾參畝共接價銀柒佰貳拾伍兩情願與工部五品官侯敬官下開散徐裕名下永遠耕種爲業其間並無族中人等爭競恐後無憑立此絕賣契永遠存照

乾隆五十七年十一月　日立

絕賣契人　四品宗室德齊㊞
族中人
執照人　興出各㊞
路二達子㊞

立杜賣契人徐延發因正用不足今將自已祖遺冊地徐祐領名內撥出八畝坐落海城東止黃旗界內攔河山家南河窪計東西隴堂百條四至列後煩中人說允情願出賣與韓光金名下耕種永遠爲業同衆言明賣價奉天洋壹百八十圓整其洋筆下交足並不短欠自賣之後任憑買主更名稅契經理自便永不與賣主相涉此係兩造情願各無返悔倘有返悔者有承辦族中保人一面承管恐後無憑立賣契永遠存照

東　白　姓　地　　村　長　白　國　永

計開四至　西至水溝　南至白姓地　北至徐姓地

中華民國七年陽歷十一月十九日　賣出人　徐延發　立賣契爲證

立杜賣地契文約人白永滿今因正用不足央中人沈合願將自已應分地係胞兄白永寬領名中則餘地一段由大照內撥出二畝共計八畝坐落海城縣第一區响堂村公所管界攔河山村南處地名河窪計東西壠六十二條西至列後祭承辦中人說妥情願出賣與韓光金名下子孫永遠畊種爲業同衆言明價國幣三百二十元正其錢筆下交足分文不欠自賣之後任憑買主更名稅契經理自便不與賣主相涉此係兩願各無反悔包套等情倘有親族隣佑藉端滋鬧有賣主族中人一面承管不涉買主之事恐後無憑立此杜賣地契永遠存證

東　韓光金地
南　白永寬地
西　道
北　徐朋楷地

村長孫桂林
村董路鵬清
承辦人白永純
白永寬
族中人白永新
白日清
中保人徐明楷
代字徐惠泉
承辦人路長寬
族中人徐殿起
徐明春
徐殿俊
中保人白國修
路朋清
代字周永錫

康德二年一月　日立　賣地契人　白永滿

立杜賣房契文約人黃天祐因正用不足今將自已祖遺正草房三間西廂土平房三間門窗戶壁土木相連磚瓦石塊土上土下俱各在內地基東西寬北頭六丈南頭六丈三尺南北長十五丈六尺坐落攔河山西中街道北四至列於後煩中人說允情願出賣與韓光金名下居住永遠爲業同衆言明賣價大洋三百圓整其洋筆下交足並不短欠自賣之後任憑買主更名稅契修理自便永不與賣主相涉此係兩造情願各無返悔倘有返悔者有承辦保人一面承管恐後無憑立賣契永遠存照

計開四至
東　本界石以裡隨便修理
西　楊姓院墻基
南　至官街
北　本墻外一尺

區長王洪滿
承辦人楊振申
白永昌
中保人○○○
（本屯ノ居住者十六人連名）
村長白國永
代字周永錫

中華民國七年陽曆一月七號　黃天祐　立賣契爲證

立租帖樂王廟地大佛寺僧昌禮經理今將廟前香火地一段同中人說允情願出租與楊文有名下耕種同衆言明每年納現租錢六十七吊不宜拖欠不准奪佃倘有至期租價不到有族中人情願代納若有堡中人攪擾者有會首承管此係兩造情願各無返悔如有返悔者俱在中保人一面承管但有租主免來國地根棵石頭井一面不與廟主相涉係免主自已出錢免來恐後無憑立租帖爲證四至開列於後

東　大道有糞堆場
西　至墻
四至分明

南　墻西南頭大螞蟻石爲界
北　大　道

議定每年十月十五日限期納租至十一月冬月初一日納完

光緒三年十月初七日立

會首中保人　○　○　○
（十人當時ノ會首）
族中人　楊　文　魁
代字人　王　萬　香

立典田契文約人白永昌茲因正用不足今將自置冊地一段坐落在○○縣○區○○○村南河套處計東西壠○○○條四至列後央中人說允情願出典與○○名下耕種爲業同衆言明典價隨時國幣大洋○○○元整其錢筆下交清分文不欠自典之後任憑典主耕種爲業日後錢到回贖如錢不到歸典主爲業自典之後双方各無反悔如有糾轇等情中人兩方全管恐後無憑立此典契存證

東　壕　村　董　楊　世　臣
四至　西　楊　姓　地　白　國　仕
南　至　本　姓　地　中　人　白　日　明
北　白　姓　地　楊　世　春
代　筆　王　國　南

康德元年十二月二十七日　立典田契人　白永昌

立出典房間契約人黃驅金因正用不足今將自己祖遺應分葺東正草房兩間半院子壹半前園地壠拾柒條門窗戶壁土木相連俱各在內坐落攔河山子後街路西四至列後煩人說允情願出典與

陳德尊名下居住暫行管業言明典價遂市現大銀圓壹佰壹拾元整其錢筆下交足分文不欠言明典至三年爲滿三年後錢到行贖此係兩造情願並無迫勒拆兌成交等情弊此房住過三年後出典主如不行贖時房間漏坍歸誰收什兩造另行商議恐後無憑立此典契爲證

東　官　道　中　人　○　○　○
計開四至　西　至　黃　國　安　（十三人）
南　官　街
北　本　墻　下

大同元年陽歷十二月廿日　立出典契人　黃驅金

村　董　楊　承　露
代　字　白　日　普

立兌舊基地攔河山樂王廟地大佛寺僧昌禮經理今將廟西舊基地一段同中人說允情願出租與楊文有名下任憑自己修理蓋房居住同衆言明每年納現租錢拾五吊不宜拖欠不准奪佃倘有拖欠租價有族中人情願代納若有堡中人攪擾者有會首承管此係兩造情願各無返悔如有返悔者俱在中人一面承保恐後無憑立租契爲證四至開列于後

東　廟
四至分明　西　白姓馬運交界
南　至　大道
北廟地荒墻

議定每年十月十五日限期交租冬月初一日交齊

會首中見人　○　○　○

於民國十七年二月十八日經攔河山公會同中人大家議定此後該基地十五吊之租價改歸拾五圓所有情事均按契面履行別無異說有中人承管特此註明

（八人）

村長　白日升
會首　○　○　○
（八人）
中人　○　○　○
（七人）
族中人　楊文魁
湯維福
崔元有
代宇人　王萬香

光緒三年十月初七日立

立分書人奉父命孫聚銀同弟孫聚祿因人口大增兄弟二人同心向族人親友等說明情願各奔枝業所有老人創立產業瓦房三間房後園子一段欠外項之賬目南城共合五百圓之數以上或宗但歸與父親承領還貢再有北城自買荒地一段半分此係兄弟同心孝親養兄外欠自己錢項壹佰參十六元集再亦歸與父親還貢北城欠宋姓之錢一百四十二元自有小車一輛騾子貳疋北式宗歸與孫聚祿承領不與聚銀相干其餘器皿等物按兩股均分自分之濟財發萬金各由天命永無攪擾等情恐後無憑立此分書存證

族宗　○　○　○
親友　○　○　○
代筆　○　○　○

三、租稅公課

財政部　歲川滿雄

目次

一、攔河山屯の概說
二、部落の構成
三、租稅公課負擔狀況
（一）土地に對する租稅公課（附、村費負擔）
（二）家屋に對する租稅負擔
（三）不動產取引に對する租稅負擔
（四）牲畜取引に對する租稅負擔
（五）農產物に對する租稅負擔
（六）其の他の租稅負擔
（七）間接稅負擔
（八）結論

一、攔河山屯の概說

奉天省海城縣第一區响堂村の副村たる攔河山屯は縣城を距る東方八支里、縣道を以て楡樹圈子屯に通じ、南は遼河の一支流に依て第三區大新屯に接し、東方には山容端麗なる攔河山あり、實にこれ明眉の小平和鄉である。

戶數五十五戶　　人口三九〇　　耕地面積一、一四五畝

蓋し南滿の農村としては最小の一に屬する。

明國より清朝への降將にして平南親王として縣民の崇敬を集めた尙可喜なる者、順治八年山東省より開墾移民を招きて定殖せしめたのが本屯發祥の由來である。想ふに本屯等の開拓は、順治十年（一六五三）の遼東招民開墾令を發布せしむるの大勢を醸成した有力な一因であらう。而して最初に來住せる白、楊、路、徐の四家の後裔と、後に封禁令を侵して陸續と押し寄せた流民の子孫等に依つて現在の本屯は形成されてゐるのである。

元來本屯には會首八名より成る「三義會」と稱する有力な議決機關を有し村落自治の圓滑な遂行が見られたのであるが、昨年縣公署訓令を以て縣內全般的に屯公會の廢止を通達されて以來、本屯も亦表面は斯る會を所有せずと稱するも、實際には依然として村董、學董を含み約八名の監視員なる者が屯自治殊に財政事項に關して議決を行ふてゐる現狀である。

村會費の徵集保管等は凡て每年改選の村董に於て行つてゐるが會計簿を缺く爲め正確なる調査不能なるも彼の所持する個人帳簿に由て調査したる結果は左の通りである。

攔河山屯康德元年度預算額	五二六・七九五圓
右の內聯合村公所宛送付額	一六一・二四六

本屯は縣城に近接せる爲め治安狀態は良好、且近來は災害も無く屯民の收支は概ね相償ふ有樣なるを以て奉耕貸款の割當を見ない。屯民間の金錢貸借も比較的少なく金利も低い。事變當時並に以前有した自衛團の如きは最近解散して了つた故に村費の負擔も其れ丈け輕減されてゐる。加之左に示す如く耕地の大部分は中則地であり畝當收量も平均六斗乃至七斗であるから自然的條件に惠まれた部落と謂ひ得るであらう。

（左記は村公所調査に基く耕地の等則別一覽である）

耕地總面積	一、一四三畝五九
中則地	一〇三一畝一九
下則地	九六畝五〇
沙城地	一五畝九〇
牧養地	二〇〇畝

別に三義合の名義に於ける部落總有地若干あり

次に本屯の社會經濟的特質を要約して部落全貌の素描に代へよう。

（一） 土地所有の分散——後表（第一）に示す如く土地所有農戶合計三一、面積合計一、〇二〇畝七、平均三三畝弱である。之を更に總戶數に平均すれば一戶當一八・五畝であつて如何に土地所有の分散化が高きかは一見して明らかであらう。

（二） 農業經營の零細——同じく後表（第一）に示す如く農業經營者合計三八戶、經營地合計一、一四五畝七、平均三〇畝强である。耕作面積より見たる生產規模の問題として本屯の占むる地位を一應檢討して見るに、本屯の三〇畝强即ち一・八町强は左表の（B）奉天省平均と略々一致する、併し（A）表とは遙かに距りがあり滿洲平均より見る時は無論本屯の如きは零細經營の最たるものに屬する。尙ほ日本內地は二毛或ひは三毛作可能地方を含む故に固より比較上考慮を要する。

農家一戶當平均耕作面積

省別	A. 千葉豐次氏調査	B. 岡川榮藏、ヤシノフ氏調査
奉天省	二・九八二町	一・七九五町
吉林省	五・九三六	五・一七二
黑龍江省	八・七八二	七・七（デシヤチン）
滿洲平均	四・三六九	三・四（デシヤチン）
日本內地	一・〇六（昭和七年）	

（三） 勞働力の過剩——本屯耕地合計一、一四五・七畝を農家全家族數を以て平均すれば一人當三・五畝（二・一反）である。試みに之を滿鐵調査課「滿洲の農業」に依る奉天省平均二・四九反に比較するも、遙に本屯勞働力過剩の程度は明瞭である。而して其結果は必然的に農民離村の傾向を馴致し、本屯青年の多くが縣城商戶の徒弟として或ひは運搬勞働者として出稼ぎせるを見るのである。

（四） 小作樣式の進化——本屯に於いて聊か吾々の驚いた事實は僅かに二、三件を除いて餘は悉く小作料の定額金納であつた事である。而かも其の悉くが前納（從つて「押租錢」の例はない）であり每年更改且口頭契約であつた。以て如何に地主の地位は安固であり農民が貨幣經濟に緊縛されてゐるかを示す。尤も例外として本屯小作形態の中にも例へば調査番號（16）に被傭されたる年工は收穫折半なる點で分益小作人に酷似し且粮價下落の際のみに（16）に於て肥料を負擔する如き（51）（53）は共に小作料の代りに一定の勞務を提供する如き何れも其の外に濃厚なる身分關係に彩られ居る事は甚だ異色を帶びてゐる。之南滿の農民層に於ける社會的分化の後に取り殘された半封建性の殘滓に外ならない。

（五） 屯生活の流通經濟化——都市に接近せること並びに過小農多くして到底自給自足する能はず爲めに副業、兼業に依る現金收入多きことは、當然の結果として屯民の消費生活を都市へ、流通經濟へと導いた、本屯內に見る可き商戶無く物納小作制度を見ざるは明らかに此の間の消息を物語るものではあるまいか。（第二表及第十二表の一參照）

二、攔河山屯の部落構成

全戸數五五戸中農家は四三戸にして約七九%弱であるが商業四戸、雑業三戸は共に取るに足らぬものであり、本屯生計の大勢は農業に依て左右さるるものと着て差支ない。

左に土地關係に主點を置きて、戸別調査に基く部落の構成を表示する。

第一表

職業形態	戸數	所有地 畝	自作地 畝	貸付地 畝	小作地 畝	經營地 畝	家族數
農 地主	二	六〇	—	六〇	—	—	八
地主兼自作	三	二五四	二〇二	五二	—	二〇二	四一
地主兼小作	一	七	—	七	一一	一一	四
自作	一八	四六九	四六九	—	—	四六九	一三二
自作兼小作	七	二三〇・七	二三〇・七	—	一七六	四〇六・七	八七
小作	七	—	—	—	五七	五七	四一
勞働者	五	—	—	—	—	—	一四
（小計）	四三	一、〇二〇・七	九〇一・七	一一九	二四四	一、一四五・七	三二七
商（小賣）	四	—	—	—	—	—	一〇
官吏（黑龍江省公署）	一	—	—	—	—	—	三
雜（大工、左官）	三	—	—	—	—	—	一三
無	四	—	—	—	—	—	一七
合計	五五	一、〇二〇・七	九〇一・七	一一九	二四四	一、一四五・七	三九〇

備考――本屯内に於ける不在地主數並に其の所有面積は確査し得ざりしも、村公所調査に依れば其の面積は二四八・九五畝である。

參考として七歳以上の屯民に就き其の教育程度を調べて見ると左の如くである。

	男	女	計	七才以上の計に對する%	總人に對する%
識字者	九五	二三	一一八	三八・七	三〇・二
無識字者	五九	二八	一八七	六一・三	四七・九
合計	一五四	一五一	三〇五	一〇〇・〇	七八・二

三、屯民の租稅公課負擔

前述の如く自然的條件に惠まれた本屯の農民が語る所を綜合すれば、一般的に國稅、縣稅の重壓を感ずることはない樣である。唯村費の負擔に付ては相當彼等の中に其の重きを訴へる者があつた。事實南滿に於ても復縣の如きには村費一畝最低一角の屯も可成りある樣であるが平均は矢張り四乃至五角（土地局彙報五號）と見るを穩當とするから本屯の村費も決して相對的には過重と云へないであらう。兎まれまづ農家形態別に總收入に對する總負擔額を表示すれば左の如くである。

（現物收入、現金收入の細目は煩を避けて省略したが現物收入の換算法は市價と屯民手取金額を參照せるものである。又經營の大小は謂ふ迄もなく共に村内に於ける相對的意義を有するに止まる）（Aは响堂村、Bは大新屯の大規模地主兼自作農を示し共に參考として隣接屯を調査せるものである）

第二表

農家形態	調査番號	總收入額(a) 現物	總收入額(a) 現金	總收入額(a) 計	國稅	縣稅	村費	負擔額(b) 計	(a)對(b)
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	%
地主	43	—	一、三九九・〇〇	一、三九九・〇〇	二・八三六	一・四〇〇	—	四・二三六	三・〇四
地主兼自作	5	一、三九六・四〇	七六三・一〇	二、一五九・五〇	五九・一四一	一五七・七一〇	八〇・〇〇〇	二九七・八九一	一八・一四
	8	一、四六八・一〇	一、〇〇六・〇五	二、四七四・一五	二三・一九一	四四・〇〇〇	一五七・三八〇	二一四・五四七	二・九四
地主兼小作	31	七二・五〇	七六・〇〇	一四八・五〇	八・五二一	一・四〇〇	五六・〇〇〇	六五・九二二	一〇・三七
大經營自作	47	六一四・〇〇	七二六・〇〇	一、三四〇・〇〇	五六・二九二	一五・五四〇	一一・五一〇	八四・〇八二	一〇・七三
中經營自作	26	二五三・六〇	二五八・〇〇(五〇・〇〇)	五二一・六〇	二〇・七三二	六・八六八	二五・〇〇〇	五六・五九二	一〇・四九
	33	二九三・〇〇	四〇〇・〇〇	六九三・〇〇	二五・一二八	二・六五〇	四四・〇〇〇	七二・七八八	一〇・一
小經營自作	4	六九・〇〇	一三二・五〇	二〇一・五〇	八・五二一	〇・六〇五	一四・〇〇〇	二三・一二五	一〇・〇四
	34	一〇五・〇〇	六・〇〇	一一一・〇〇	一〇・八〇四	一・三五六	四・九一五	一六・〇八八	一四・〇一
	1	二四五・二五	二八五・〇〇	五四〇・二五	一四・〇八二	一四・〇四一	六〇・四四〇	一〇〇・四七五	一八・六四
大經營自小作	24	二九六・〇〇	四二一・〇〇	七一七・〇〇	二一・〇九七	一・六六五	一四・〇〇〇	三二・七六二	四・〇六
	28	六二一・五〇	二八四・六〇	九〇五・一〇	二九・八九二	一四・〇一〇	五五・五〇〇	一〇〇・四一二	一一・一五

調査番號	所有面積	賦課面積	田賦（含附加稅）納付濟	田賦（含附加稅）未納額	田賦（含附加稅）應納額	捐款（同）納付濟	捐款（同）未納額	捐款（同）應納額	(A)應納額計	(B)總土地收益額	(A)/(B)%
	畝	畝	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
1	100.00	100.00	10.[illegible]	—	10.[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
4	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
5	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
6	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
8	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
26	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
28	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	10.00	10.00	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
32	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
33	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
34	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
43	10.00	10.00	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
46（同）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
B	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第三表

| | | |

備考　所有面積よりも課稅面積の小なるは宅地、菜園、墓地又は典地未升科地等あるに由る。

次に公課負擔として村會費を擧げねばならぬ。大同二年迄は屯民の語る所に據れば門牌費として每戸五分を徵せられたのであるが康德元年より撤廢せられたる爲め現在屯民の負擔は村會費のみとなり。而かも本屯は治安良好の故に自衛團の設置を不要とし自衛團費或は保甲費の負擔なき點定に惠まれたりと謂はねばならぬであらう。

試みに川一つ距てた大新屯村と比較するに該村は自衛團費として一畝一角を徵じ村會費計八角であり本屯に比して三角の重き負擔を課して居るのである。

尤も一方に於ては本屯の主村たる响堂村屯の如きは一畝當四角であり本屯よりも更に一角輕く大新屯の恰かも半に過ぎぬのであり、公課負擔の不均衡は實に甚だしい、當局の一考を要する處であらう。

今村會費として屯民の負擔する公課を分析すれば左の如くである。而して吾々の最も驚いた事には此の負擔者は原則として耕作者であつて地主でない點である。即ち地主は小作人の負擔に於ける部落生活を享受して居る。尤も例外的には地主が之を負擔すべき契約も一件のみあつたのであるが、（調査番號（52））

此の問題に就いて筆者は响堂聯合村村長に意見を求めたる處彼も亦その不合理を認めつつ唯永年の習慣に由るのみと答へたのである。吾々の想像を許さぬ封建時代の遺制と謂ふべきであらう。

村會費の內譯を大新屯と比較しつゝ左に示さう。

第四表

科目別	搠河山屯	大新屯
	圓	圓
聯合村公所費	〇・一四一	〇・二〇〇
自衛團費	—	〇・一〇〇
學校費	〇・一七〇	〇・一〇〇
看青費	〇・〇五〇	〇・四〇〇
區農會費	〇・〇一〇	
廟費	〇・〇三〇	
村董手當	〇・〇三〇	〇・四〇〇
招待費	〇・〇四〇	
雜費	〇・〇二九	
合計	〇・五〇〇	〇・八〇〇

備考　村費に依る學校費支辦は殆と教師一名の俸給に充當せられ別に生徒より男年三圓、女年二圓の授業料を徵收する。即ち之に依て見る時は本屯に存する學校は名目上村立なれど事實は全く屯民の負擔に於て而も主として農耕者の負擔に於て經營せられ居るものなることが明かである。尚看青と農會費の支出あるも事實上何等施設を見ることは出來ない。

前述の通り村費は土地所有に對する公課に非ずして耕作と謂ふ事實を對象とするのであるが、賦課標準を耕作地面積とする故を以て一應之を土地に對する公課として田賦、畝捐に合算し、中部及北滿に於けるそれと比較對照して見よう。（各中則地一天地當）

尚大泉眼屯は公主嶺經濟調査會、綏化縣は綏化稅捐局の調査に係る。

第五表

懷德縣大泉眼屯		綏化縣一農村	
	圓		圓
田賦	一・一〇〇	地租	〇・三五八
畝捐	一・四〇〇	畝捐	〇・〇一四
村會費	〇・六〇〇	三費	〇・〇九三
總隊部費	〇・四〇〇	山林、水上游擊隊費	〇・〇一一
區隊部費	〇・四〇〇	經徵費	〇・〇〇二
合計	三・九〇〇	省立第二中學費	〇・九四〇
		响捐	〇・一〇〇
		地方公益捐	〇・〇五〇
		農會費	一・五六八
		合計	

尚村費は之を五月十一月の二回に分割納付するの不文律であり、村董が戸別に徵集する爲め滯納者の例を見ない。而して屯民は錢納村費負擔以外に賦役として縣道又は村道修理の爲めに勞働提供の義務を負ふ。村長の語る處に依れば其の賦課に當つて一定標準ある旨なりしも屯民

より直接徴取の結果は第六表の示す如く甚大區々としてある。最後に村費負擔を田賦献捐と總括しつゝ表示して見よう。

第六表

番調査		面積	村費 納付額	村費 對總收益に%す	田賦、献捐、村費 合計額	田賦、献捐、村費 對總收益に%す	田賦、献捐、村費 對土地收益に%す	備考 賦	備考 役	備考 收穫
		畝	圓		圓			人	工	斗
1		二四〇・六	六〇・四四〇	一・二九	六四・〇六〇	一四・三三	一四・三三		2工	六斗
4		五・三〇	二・六五〇	一・一九	三・三三四	一・六八	五・四〇	5		七
5		二三〇・〇六	八五・〇〇	五・九八	二四〇・五八五	六・一〇	六・二四	30	4	六
6		四・三三	二・三七五	二・三二	三・三三六	三・八四	四・二三	29		八
8		三二・三八	一四・三〇〇	〇・九三	二四・六五四	一・四三	三・三二	10		七
23		—	—	—	—	—	—	—		—
24		六〇・〇〇	四・〇〇〇	四・三六	四・八八五	四・八四	四・九三	6	1	六
26		六八・〇〇	三四・〇〇〇	五・二八	五一・〇〇〇	八・〇三	八・三六	6		六
28		一一一・〇〇	五五・〇〇〇	六・一八	三八・三三〇	八・三四	九・六〇	7		六
29		—	—	—	—	—	—	—		
30		五・〇〇〇	二・五〇〇	〇・八八	二・五〇〇	〇・八八	—		5	野菜二〇〇斤
31		二一・〇〇〇	五・〇〇〇	三・三〇	八・〇〇〇	五・八三	五・八六	*		*
32		六四・〇〇〇	三二・〇〇〇	三・一〇	三二・八四四	三・二九	四・四五	5	2	八
33		五二・二三五	二六・一三八	三・八九	四四・五六二	六・三九	九・四四	5		六
34		九・八四〇	四・九三五	四・四二	三・三三二	六・六四	六・六四	*		*
39		—	—	—	—	—	—	—		—
42		一四・〇〇〇	三・〇〇〇	三・三三	八・〇〇〇	四・〇三	八・一四	20		七
43		—	—	—	二・五〇〇	一・九八	五・五一	6		—
45	商	—	—	—	—	—	—	—		—
47		五・一三五(本田) 二二・六〇〇(畑) 一八・四八八(畑)(樹園)	四五・〇八三	三・三四	三九・三五八	五・三四	六・九〇	5	3	五
51		五・〇〇	二・五〇〇	二・四九	二・五〇〇	二・四九	—	5		二
52		一六・〇〇	(地主負擔)	—	—	—	—	—		—
53		一四・〇〇	一・六三〇	〇・四四	一・六三〇	〇・七四	—	4		六
平均 A		二九・七七	六・八八八	四・一七	一〇五・八三一	六・七〇	六・七〇	5		七
平均 B		二九・三〇	二三・四〇	七・四四	二〇一・〇一五	二一・九八	二一・九八	4	2	六
平均				三・四四		四・八六	七・三三		4	二・一四

備考　平均の數字にはA、Bを除く
＊印は滞納不正確に付之を省く
災害免租の實例なし

（2）　家屋に對する租稅負擔

縣稅として房捐はあるが現在縣城市內のみに施行さるを以て屯內に於ては家屋稅の負擔を見ない。小作人の耕作に對して公課を賦課することを思へば、將來公平、應能兩原則からして瓦房所有者に家屋稅の賦課は必ずしも考へ得ることであらう。

（3）　不動產取引に對する租稅負擔

現在縣稅に不動產取得捐なきを以て、不動產取引に際して課せらるべき交通稅は國稅契稅あるのみである。

併し徵稅制度の不備なる現狀に於ては對ち白契の多きは當然であらう。本屯に於ても亦調査の屆かざる所に不動產取引の事實が秘せられてゐたのが少し有つたかも知れぬが、併し一般的に見て前述の如く土地所有の極度に細分され居る故か讓渡、移轉の事例に乏しい樣である。僅かに左の實例を見たのみである。

第七表

	面積	價額	契稅	工本費	印花	登記費	合計	取引總額に對する%
	畝	圓	圓	圓	圓	圓	圓	
B 34	一八・四八	一三〇	—	—	—	—	—	白契
	一八	三五〇	一・一	一・一	〇・一〇	一・五〇	六一・六〇	一七・三四

尤も此の種の租稅負擔額を當該年度の家計收支に於てのみ見るは無論合理的ではない。併し反面に於て資料の不足に伴る土地增價額、土地生產力、地價償却年限等の測定の困難は貨幣價値の變動と共に却て危險を伴ふことが多いので玆には將來を年負擔額の推計を斷念した。

（4） 牲畜取引に對する租税負擔

舊政權時代は毎年一回税務吏農村を巡回し自由取引のものは固より自家產の牲畜に至る迄悉く牲畜税を徴收し且其際凡ての牲畜一頭毎に驗訖費を徴したのであるが、現在は此の點極めて取締緩漫なる爲税收の減少と正比例して農民は概ね負擔の輕減に惠れてゐるのは事實である。併しながら現在牲畜市場としては極めて不完全なものが縣城に一個あるのみであり且驗訖を實施しないとすれば自由取引の多く行はれるのは當然であり、正直に牲畜税を納付せる者との間に甚しき不公平が生ずるは明らかである。自由買賣を取締る何等かの方策が必要であらう。

尙牲畜市場に於ける取引に際しては買賣人雙方より仲買人に對して各一圓と云ふ高率の手數料を拂つて居り、加之各五分乃至十分の（頭兒錢）なるものを支拂つてゐる。

之は元來縣城の牲畜市場に十三名の牙紀が居り彼等の牙紀票費を牙紀頭が立替へて税捐局に納付するのであるが之に對し各牙紀は毎月彼に分割辨濟の義務を負ふ。

恐らく此の利息として頭兒錢が生じたものと思はれるが事實は之を取引者に轉嫁し、爲めに多くは農民の負擔となり終つたのであらう。

左に實際負擔の全額を表示する。

第八表

調査番號		購入牲畜數	納税牲畜數	牲畜税	票費	手數料	頭兒錢	合計A	取引價額B	A對B%
4	豚	一	—	—	—	—	—	—	三・〇〇	—
24	騾	一	一	〇・三〇	〇・三五	一・〇〇	〇・一〇	四・五五	五五・〇〇	八・二七
31	豚	三	—	—	〇・三五	一・〇〇	〇・〇五	二・三〇	一二・〇〇	一八・二七
33	騾	一	一	二・〇〇	〇・三五	一・〇〇	〇・一〇	四・八五	六〇・〇〇	八・〇八
47	騾	一	一	三・六〇	〇・三五	一・〇〇	〇・一〇	四・五五	五五・〇〇	八・二七
A	馬	一	一	二・六〇	〇・三五	一・〇〇	—	三・七五	五二・〇〇	七・一七

備考　縣税としての牛馬捐は徴收せられたることなし
Aは新京に於て購入せる故に頭兒錢なし

（5） 農產物に對する租税負擔

本屯の農產物は自家消費用を除く外は皆海城縣城の糧棧に賣り出される。棉花類は時に商人が屯内に收買に來るが何れにしても出產糧石税出產貨物税は彼等が代納する爲め、農民は税率を知る者さへ稀である。又農民は分割賣却せる際の自己の手取金合計を記憶せざるものも多いので賣却時の市價を參照して推定した。（之は税捐局の公定價格と略一致する）而して既に差引かれある税額は無論逆に推計せねばならぬ。

尙本縣には糧捐がなく斗秤捐も建國後廢止されたので比較的負擔が輕い。

第九表

調査番號	農產物	生產高	賣却數量	賣却價格	税目	税額	賣却價格に對する%
1	大豆	五石	二石	一八・〇〇圓	出產糧石税	〇・四六一圓	
	包米	二	二	一二・〇〇	同	〇・〇六〇	
	小米	一〇	五	四〇・〇〇	同	〇・二〇一	
	棉花	七〇〇斤	七〇〇斤	二四五・〇〇	出產貨物税	三・七三〇	
	實	二、〇〇〇斤	二、〇〇〇斤	四〇・〇〇	同	〇・六〇八	
	計			三五五・〇〇		五・〇六〇	一・四二
5	高粱	五〇石	三	四二・〇〇	出產糧石税	〇・二二一	
	大豆	七	三五	五六・〇〇	同	一・四三五	
	小米	三〇	二五	三二五・〇〇	同	一・六三三	
	粳米	六	二	六〇・〇〇	同	〇・六〇六	
	野菜	二二、七〇〇斤	三、〇〇〇斤	一八・〇〇	出產貨物税	〇・二七四	
	計			五〇一・〇〇		四・一五九	〇・八三
6	棉花	六〇斤	六〇斤	二二・八〇	同	〇・三四七	
	小米	四石	四石	二〇・〇〇	出產糧石税	〇・一〇〇	
	計			四二・八〇		〇・四四七	
8	大豆	二・五	二	二〇・一〇	同	〇・五一五	
	棉花	三〇〇斤	二六〇	九八・〇〇	出產貨物税	一・四九二	
	計			一一八・一〇		二・〇〇七	
24	小米	一五	四	六四・〇〇	出產糧石税	〇・三二一	一・六九

第十表

調査表1

車	牌	目	捐	三	三	車	税額	納付月日	一〇、三〇	村	五七	公所	備	税	考
瓜子	棉花	棉花	芝麻	包米	小米	高粱	大豆	計	白米	小米	高粱	計	棉花	大豆	計
一、〇〇〇	四〇〇〇	七・五九	一〇〇〇	一〇四〇	一〇三一	六〇〇二	三〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇六三	二〇〇〇	二〇三〇	一、六〇〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇
同	同	出	同	同	同	同	出	同	出	出	出	出	出	出	出
産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額	額	額	貨	貨	貨	貨	貨	貨	貨	貨
石	石	石	石	石	石	石	石	物	石	物	石	物	石	物	石
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	税
五・六八一	〇・二〇五八	一・五七七九	〇・〇五一一	〇・〇九四〇	〇・〇二八五	〇・〇三五二	一・〇〇〇〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇二四二	〇・〇二四二	〇・〇二四二
〇・八九									二・一〇				一・一六		一・四五

右表中、(A)の白米三〇〇〇斤に對する貨物税額のみは税額面より實際納付額に由る。

(6) 其の他の租税負擔

34	33	32	31	28	26
大豆	棉花	棉花	落花生	棉花	棉花
計	小米	包米	小米	棉花	小米
大豆	豆	米	豆	豆	豆
一・五	二〇六四	一、三五〇四二	一、六三〇〇七五	一、六〇〇二五四	六〇〇
出	同	出	同	同	出
産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額
石	石	石	石	石	石
税	税	税	税	税	税
〇・五	二〇三二	六五〇四六	二〇四五三	六〇〇二四一	五〇〇
出	同	出	同	同	出
産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額
貨	貨	貨	貨	貨	貨
物	物	物	物	物	物
税	税	税	税	税	税
三四・〇〇〇〇	二九・〇〇〇〇	一四・〇〇〇〇	八〇・〇〇〇〇	二九・〇〇〇〇	四八〇
出	同	出	同	同	出
産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額
石	石	石	石	石	石
税	税	税	税	税	税
六・〇〇〇〇	二五・〇〇〇〇	一九・〇〇〇〇	七六・〇〇〇〇	二四・〇〇〇〇	一八・〇〇〇〇
出	同	出	同	同	出
産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額
貨	貨	貨	貨	貨	貨
物	物	物	物	物	物
税	税	税	税	税	税
一四・六	一九・〇〇〇〇	一・二八六〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・七七一
出	同	出	同	同	出
産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額
石	石	石	石	石	石
税	税	税	税	税	税
〇・五四〇〇	一・二二七七	〇・〇三〇〇	〇・〇二四〇	〇・〇二四〇	〇・〇二四〇
出	同	出	同	同	出
産	産	産	産	産	産
額	額	額	額	額	額
貨	貨	貨	貨	貨	貨
物	物	物	物	物	物
税	税	税	税	税	税
一・八七	〇・〇二五二	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇
四一・六	一四・六	一四・〇	一・四八	一・〇	〇・八九

5	同	同	同	同	同	同	同
24	同	同	同	同	同	同	同
26	同	二套大車	同	同	同	同	同
28	同	同	同	同	同	同	同
32	同	三套大車	同	同	同	同	同
34	婚書費	婚書二枚	同	同	同	同	同
47	同印花稅	双喜印花二枚	同	同	同	同	同
53	車印花稅	四套大車	同	同	同	同	同
A	牌稅	洗水老帳一	村公所	村公所	村公所	村公所	村公所
B	同車牌稅	二套大車	同	同	同	同	同
		四套大車	商務會	國稅	縣稅	國稅	縣稅

一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	四・〇〇
一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	二・〇〇	一〇、三〇	二・〇〇	一〇、三〇	二・〇〇
一〇、三〇	二・〇〇	一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	四・〇〇
一〇、三〇	四・〇〇	一〇、三〇	二・〇〇	一〇、三〇	二・〇〇	一〇、三〇	二・〇〇
一、二二	二・〇〇	一、二二	〇・八〇	一、二二	〇・八〇	一、二二	〇・八〇
一、二二	四・〇〇	一、二二	四・〇〇	一、二二	四・〇〇	一、二二	四・〇〇
一、二二	〇・一〇	一、二二	〇・一〇	一、二二	〇・一〇	一、二二	〇・一〇
一一、五	二・〇〇	*	二・〇〇	一一、五	二・〇〇	一一、五	二・〇〇
一一、五	四・〇〇	一一、五	四・〇〇	一一、五	四・〇〇	一一、五	四・〇〇

（7）間接稅の負擔

南滿都市に於ける日本商品の氾濫は吾々の夙に實見する處であり海城縣城に近き本屯に於ても農民の衣服類は固より、農具家具中に占むる日本製品の量は極めて多かるべく、從つて其の負擔せる輸入稅を檢出せざる以上本稿の目的は達せらるべくもないが併し之は技術上の困難と調査不備に因り到底至難事に屬するを以て極めて不完全ながら、玆には生活必需品購入を通じて農民に轉嫁せられたる一般消費稅のみを見ることゝする。

第十一表

調査番號	購入品目	數量	價格	稅目	稅額	稅額計A	總支出額B	A對B%
			圓		圓	圓	圓	
1	麵粉	二四〇斤	七・〇〇	麥粉統稅	〇・六〇〇	一七・六五三	六二九・八七三	二・八〇
	白麵	一六〇	一三・〇〇	同	〇・四〇〇			
	鹽	三〇〇	二一・〇〇	鹽稅	一五・三六〇			
	酒	一五	六・〇〇	酒稅	〇・一六五			
				公賣費	〇・一〇八			
	煙草	六箱	七・〇〇	菸公賣費稅	一・〇二〇			
4	麵粉	四〇斤	二・九五	麥粉統稅	〇・一〇〇	〇・一四二	八七・六二九	〇・一六
				酒稅公賣費	〇・〇四二	三五・八四〇	三六・一一三	一、七二四・五一二	二・〇九
5	鹽	?	七〇〇	鹽稅	〇・一〇八	〇・一六五		
	酒	一五	四八・〇〇	酒公賣費	〇・一〇〇	八・三〇〇	一四四・九七五	五・七二
			六・〇〇		七・六八〇			
6	麵粉	四〇	三・〇〇	麥粉統稅	〇・五二〇	二一・六三一	七九八・四九一	二・七〇
	鹽	一五〇	一〇・〇〇	鹽稅	一五・三六〇			
	酒	?	三・〇〇	酒稅公賣費	〇・五〇〇			
8	麵粉	一〇〇	一四・〇〇	麥粉統稅	〇・四〇七			
	鹽	三〇〇	二四・〇〇	鹽稅	〇・二六四			
	酒	三七	六・〇〇	酒公賣費	五・一〇〇			
				酒稅公賣費	〇・二〇〇	一二・八〇〇	一三・二一八	二八四・四〇一	四・六三
	煙草	?	三五・〇〇	菸公賣費稅	〇・一三二			
24	麵粉	八〇	五・四〇	麥粉統稅	〇・〇八六			
	鹽	二五〇	二〇・〇〇	鹽稅	〇・三〇〇	八・六〇二	四九八・七六二	一・七二
	酒	一二	三・〇〇	酒公賣費	七・六八〇			
26	麵粉	一二〇	九・〇〇	麥粉統稅	〇・四四〇			
	鹽	一五〇	一二・〇〇	鹽稅	〇・一一〇			
	煙草	六	三・〇〇	菸公賣費稅	〇・〇七二			
	酒	一〇	四・六〇	酒公賣費	〇・三〇〇	一六・八六七	四〇五・三七二	四・一六
28	麵粉	一二〇	九・〇〇	麥粉統稅	一五・三六〇			
	鹽	三〇〇	二一・〇〇	鹽稅	〇・八八〇			
	煙草	一五	六・〇〇	菸公賣費稅	〇・一九八			
	酒	一八	四・〇〇	酒公賣費	〇・一二九			
30	麵粉	一〇	一・二〇	麥粉統稅	〇・〇二五			
	白麵	一六〇	一〇・〇〇	同	〇・四〇〇	四・四六五	二五三・二六五	一・七六
	鹽	七〇	五・六〇	鹽稅	三・五八〇			
	煙草	?	一〇〇〇	菸公賣費稅	〇・四六〇			
31	麵粉	四〇	三・一〇	麥粉統稅	〇・一〇〇	二・六六〇	一一四・七八二	二・三二

32	酒鹽麵粉	五〇	四・〇〇	鹽	二・五六〇				
		二〇〇	二三・五〇	麥粉統	〇・五〇〇	九・〇七三	七四九・三五七	一・二二	
		一五〇	二二・〇〇	鹽稅	七・六八〇				
		九	二・〇〇	酒稅	〇・〇九九				
				公賣費	〇・〇六四				
33	煙麵粉草	?	五・〇〇	於稅公賣費	〇・七三〇				
	酒煙鹽草	一六〇	五・六〇	麥粉統稅	〇・二〇〇	二・三九二	三九四・四七二	二・八八	
		二二八個	二二・八〇	鹽稅	八・一九〇				
		一一七	六・〇〇	於稅公賣費	〇・八八〇				
			二一・六〇	酒稅	一・二八〇				
34	麵粉	二二〇	八・四〇	公賣費	〇・八四二				
	酒煙鹽草	一五〇	一〇・五〇	麥粉統稅	〇・三〇〇	八・六七六	二五二・一六八	三・四四	
		二五	一・〇〇	鹽稅	七・六八〇				
		三〇	二二・〇〇	於稅公賣費	〇・一五〇				
				酒稅	〇・三三〇				
42 39	酒鹽麵粉	七五	六・〇〇	公賣費	〇・二二六				
		四〇	二・六〇	鹽稅	二・八四〇	二・八四〇	一八九・九九〇	二・〇二	
		八〇	六・〇〇	麥粉統稅	〇・一〇〇	五・四六〇	二八〇・九六一	一・四三	
		七〇	一六・〇〇	鹽稅	四・〇九〇				
				酒稅	〇・七七〇				
43	煙麵鹽粉	四〇	二・九〇	公賣費	〇・五〇〇				
	酒鹽草	三〇	二・四〇	鹽統稅	〇・一〇〇	一・七七六	五九・七七六	二・九七	
		二	〇・七〇	於稅公賣費	一・五二〇				
		二	〇・二八	酒稅	〇・一二〇				
				公賣費	〇・〇二二				
46	鹽	八	〇・六四	鹽稅	〇・〇一四				
	酒	二	〇・二六	酒稅	〇・四一〇	〇・四七三	九七・一二〇	〇・四八	
				公賣費	〇・〇二二				
	煙	五個	〇・二五	於稅公賣費	〇・〇一四				
	草				〇・〇四〇				
47	鹽	二〇〇	二四・〇〇	鹽稅	一五・二七〇	一八・〇五〇	九二一・六五五	一・九七	
	酒	二二〇	一八・〇〇	酒稅	一・二二〇				
				公賣費	〇・八六〇				
51	麵粉	二二〇〇	一四・〇〇	同統稅	〇・五〇〇				
	麵粉	四〇	二・九〇	同	〇・一〇〇	二・一八七	一一八・八八七	二・七七	
	鹽	六〇	五・〇〇	鹽稅	二・〇七〇				
	酒	?	一〇	酒稅公賣費	〇・〇一七				
52	麵粉	二二〇	八・八五	統稅	〇・二〇〇	五・四二〇	一六六・一一〇	三・二六	
	鹽	一〇〇	七・〇〇	鹽稅	五・二二〇				
53	麵粉	四〇	二・七〇	統稅	〇・一〇〇	五・三九二	一三四・一九二	四・〇一	
	鹽	一〇〇	七・五〇	鹽稅	五・二二〇				
A	煙草	?	〇・五〇	於稅公賣費	〇・〇七二				
	麵粉	二二〇	八・四〇	統稅	〇・二〇〇	二三・四〇九	五四五・四五一	二・四五	
	鹽	二五〇	二〇・〇〇	鹽稅	二二・八〇〇				
	酒	一七	二・七〇	酒稅	〇・一八七				
				公賣費	〇・二二二				
B	麵粉	四〇〇	二九・〇〇	統稅	一・〇〇〇	二二・七〇四	一四二二・六二四	一・九二	
	鹽	二〇〇	二四・〇〇	鹽稅	一五・二六〇				
	酒煙草	六〇	二八・〇〇	於稅公賣費	四・〇七〇				
		七〇	九・一〇	酒稅	〇・七七〇				
				公賣費	〇・五〇四				

備考――總支出額は生産費と家計費の合計にして凡ての租稅公課を含む、其細目内譯は省略

同麥粉統稅　四〇斤に付一角

同鹽稅　司馬料一〇〇斤（港城縣の市料は平均一一七斤に當る）に付六圓

同酒稅　公定價格を一斤一角とし其の百分の十一

同公賣費　法定價格は一斤一・二角其の百分の六

同於稅公賣費　從價百分の十一

同酒稅公賣費　從價百分六

（8）結　論

以上本屯四十三戸の農戸中二二戸に就て選擇調査をした結果を綜括平均して次の第十二表を得た。此の内地主及地主兼小作は各一戸の調査に基くものなるため稍比較價値低きものとなつたが、表の「二」に表はれた計數は幾分の示唆を含むものと謂へよう。茲には特に左の數點を指摘するに止め、餘は凡て次の二表をして結論を語らしめることゝする。

（イ）農民の總負擔額中公課の占める地位の重大なること。

（ロ）棉作地たる本屯の農民は現金收入に於て非常に惠れ居ること。

（ハ）從つて平均にしては租稅負擔の重壓を感ずること少きこと。

（ニ）農村の中堅層たる自作農の負擔最も重きこと。

（ホ）小作人の負擔最も輕きは田賦畝捐を全く負擔せざる結果であり之は寧ろ例外的現象であること、又此の外に定額金納制の小作料負擔があること。

第十二表の一

經營形態	現金收入額	總收入額	縣稅	公課	合計	國稅	縣稅	公課	合計
	圓	圓	圓	圓	圓				
地主	一、九九〇・〇〇	一、九九〇・〇〇	一・〇〇	—	一・〇〇				
地主兼自作	一、一二五・六〇	一、八七二・七七	一七〇・五二五	五〇・五二五	二二〇・〇五〇	〇・七九	〇・〇〇	—	〇・七九
地主兼小作	七六・〇〇	一四八・五〇	一・〇〇	五・五〇〇	六・五〇〇	〇・六六	〇・九一	三・七七	四・三六
自作	三三二・九一	六〇〇・六五	八・八三一	二二・七五七	三九・九二〇	三・九四	〇・九四	三・七〇	八・五八
自作兼小作	三四・六〇	六三一・六〇	一・〇〇	三三・七二一	三四・七二一	〇・〇〇	一・〇〇	五・五六	六・五六
小作	一八三・八一	一九八・四五	五・五六六	—	五・五六六	〇・〇〇	一・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇
農業勞働者	一三九・五〇	一三九・五〇	—	—	—	—	—	—	—

備考――國稅中に間接稅を含まず、現金收入に副業收入を含む。

第十二表の二

經營形態	現金收入に對する負擔百分比 國稅	縣稅	公課	合計	總收入に對する負擔百分比 國稅	縣稅	公課	合計
地主	〇・九九	一・〇〇	—	一・九九	〇・九九	一・〇〇	—	一・九九
地主兼自作	一・二八	一・五二	四・五一	七・三一	〇・六六	〇・九一	二・六九	四・三六
地主兼小作	七・五〇	一・八四	七・二三	一六・七七	三・九四	〇・九四	三・七〇	八・五八
自作	二・六五	二・五〇	六・八三	一一・九八	一・四七	一・三八	三・七八	六・六四
自作兼小作	一・七七	二・三八	一〇・七一	一四・八七	〇・八八	一・一八	五・三三	七・四〇
小作	—	—	一・二〇	一・二〇	—	—	一・二	一・二
農業勞働者	—	—	—	—	—	—	—	—

參照、第二表

四、教育宗教

文教部　黄千里

概況

一、概況　四、宗教
二、小學校　五、冠婚葬祭
三、風俗習慣　六、醫療、娛樂機關

一、攔河山屯概況

攔河山屯は海城縣城を距ること東南八支里にして純農村なり。

攔河山屯なる名稱は該部落の前方に聳立する攔河山が山麓を流れる沙河を向ふへ押しやりて該部落を氾濫より防止しおるより山來す。而して攔河山に就きても又傳說あり。即ち昔二人の樵夫ありて圍棋をして休憩せる時傍に置いたる斧の柄腐爛せるを以て爛柯山と稱せり。然るに前述の如き理由により村民は更に之を攔河山と稱し此の山の名稱を取りて攔河山屯と稱するに至れり。

總戶口數は五五戶、總人口は四五三人にして其中男二三八人、女は二一五人なり。

識字者は一四〇人にして其中男は九五人、女は二三人なり。（識字調査は七歲以上とす。）

文化程度は縣城に近きため相當高く經濟的生活も匪賊の災害なかりしため中等程度位なり。詳細は以下の統計表にて一目瞭然たり。

世帶番號	形態	所有面積	自作面積	貸付面積	小作面積	經營面積	家族 男	家族 女	識字 男	識字 女	無識字 男	無識字 女	5.6才 男	5.6才 女	收入	支出
1	自小作	九九畝	九九畝		二〇畝	二九畝	九人	七人	一人	五人					一五七・一〇	六〇・三八
2	無						七人	二人								
3	商						二	一	一							
4	自作	五					三	三								
5	地自	一〇〇	一七八				九	七	一							
6	自小	五	五				六	二	一						二四七・八〇	三二四・二八
7	小作						三	四								
8	地自	三七	一七				八	一	一						一四四八	一四四八
9	無						一									
10	商						四	一	一							
11	地自	一七	七	一〇			四	一	二							
12	小作				七		三	三	一							
13	木匠 兼小	山林 一					三	二	一							
14	自作	一〇・四	一〇・四				四	二	一							
15	農勞						一	一								
16	自作 兼墨工	一六	一六				四	二	三							
17	農勞						一		二							
18	自小	二分	二分				三	一	二						六・二	
19	官吏						三	一	一							
20	小作						三	一	一							